

議題9

議案第29号

令和7年8月25日提出

幼保連携型認定こども園の設置及び教育・保育の方針等に対する意見の申出について

幼保連携型認定こども園の設置及び教育・保育の方針等について、異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定に基づき、その旨市長に申し出る。

幼保連携型認定こども園の設置及び教育・保育の方針等について

このことについて、1のとおり設置し、2の方針等に基づき教育及び保育を行う。

1 設置について

(1) 設置の概要

落合東幼稚園(令和7年3月末閉園)と可部東保育園の統合により設置する。

(2) 名称及び位置

ア 名称

可部南認定こども園

イ 位置

広島市安佐北区可部南二丁目(旧安佐市民病院跡地の一部)

(3) 設置日

令和8年4月1日

(4) 開園時間及び休園日

ア 開園時間

7時30分から18時30分まで

イ 教育を行う標準的な時間

9時から14時まで

ウ 休園日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日から1月4日まで、

12月30日及び12月31日

(5) 定員

定員は、統合前の公立幼稚園と公立保育園の在園児数をベースに、地域における将来的な需給状況等を考慮し設定する。

なお、幼保連携型認定こども園を設置する時点で統合する公立幼稚園がない場合には、1号認定の定員は、設定上限の10人以内とする。

(参考)

1号認定…満3歳以上の小学校就学前のこども（2号認定のこどもを除く。）

2号認定…満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものの

3号認定…満3歳未満のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 幼保連携型認定こども園における教育・保育の方針等について

(1) 基本理念

- ア 一人一人のこどもを大切にし、豊かな心と健やかな体を育む
- イ 保護者や地域の子育てを支え、信頼される園を目指す

(2) 目指すこども像

- ア 様々な環境に主体的に関わって遊ぶこども
- イ 命を大切にし、平和を願うこども
- ウ 自分も友達も大切にし、共に育ち合うこども
- エ いろいろな人に親しみをもち、気持ちが通じ合うこども
- オ 地域に親しみ、愛着をもつこども

(3) 教育・保育の方針

これまで公立幼稚園において培われてきた教育内容を踏まえつつ、基本理念等及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月告示）を踏まえ、同要領に規定される「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」を一体的に育むよう努めるとともに、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿※を考慮した指導を行う。

※ 「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり・生命尊重」、「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」、「言葉による伝え合い」、「豊かな感性と表現」（幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第1-3-(3)）

公立幼保連携型認定こども園の機能等について

1 概要

本市では、公立・私立、幼稚園・保育園等を問わず、全体最適の視点に立って幼児教育・保育の一体的な質の向上を図るとともに、持続可能な提供体制を構築していくための基本的な方針として、令和2年3月に「広島市幼児教育・保育ビジョン」を、令和3年3月に同ビジョンに基づく具体的な取組を進めしていくための「広島市幼児教育・保育ビジョン実施方針」(以下「実施方針」という。)を策定し、その中で、幼児教育・保育の質の向上を図り、医療的ケア児の受け入れなど公立園が担うべき役割を果たしていくための拠点として、下記の機能を持つ公立の幼保連携型認定こども園(以下「拠点園」という。)を原則として各区に1園(安佐南区は2園)設置することとしている。

2 拠点園の機能

(1) 研修

- ア 乳幼児教育保育支援センター等と連携した研修等の実施
- イ 公開保育を通じた地域の幼児教育・保育の実践力の向上

(2) 小学校教育との円滑な接続に関する拠点

- 小学校教育との円滑な接続に関する調査・研究とその成果の普及

(3) 特に専門的な支援を必要とする子どもの受入れ

- 専門職員の配置や設備の整備による医療的ケア児の受入等

(4) 地域の子育て支援

- ア 各区保健センター等との連携による地域の幼稚園・保育園等における子育て支援の取組に対する支援
- イ 子育て家庭向けの子育て相談や講演会等の開催

(5) 災害時等における私立園への支援

- ア 社会機能維持のための保育場所の提供
- イ 被災した園に提供するための保育に必要な物資の備蓄

3 拠点園における実施事業

(1) 時間外保育事業(延長保育)

希望する2号認定及び3号認定の園児を対象に、1時間(18時30分から19時30分まで)の延長保育事業を実施する。

(2) 幼稚園型一時預かり事業

希望する1号認定の園児を対象に、教育を行う標準的な時間の前後及び土曜日、代休日、夏季休業日等の7時30分から18時30分までの間、一時預かり事業を実施する。

(例:月曜日から金曜日までの場合)

7:30	9:00	14:00	18:30
一時預かり	教育を行う標準的な時間		一時預かり

(3) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

満3歳未満の乳児又は幼児(保育園等に入所しているものを除く。)に対し、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児又は幼児と保護者的心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談、並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う。

(4) 子育て支援事業

子どもの養育について、地域の保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業等を実施する。

